



# ◇養育医療給付申請をされる方へ◇

## 1 養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担することで、乳児の健康管理と健全な生育を図る事を目的としています。

## 2 対象となる人

お子さんが柏市に住所を有し、かつ医師が「未熟児」かつ入院治療が必要と認めた児であって、

- ① 出生時体重が **2000 グラム未満**（ただし、2500 グラム以下で生活力が薄弱であると認められる児については対象となる場合がある）であること
  - ② 生活力が特に薄弱であって、問題となる症状を示していること
- \* 退院後の申請は受けられない場合があります  
\* 出生1ヶ月以内で申請をしてください

## 3 給付対象となる費用

医療費の助成は**指定医療機関**での入院における治療に限られます。県外の指定医療機関に入院した場合も対象となります。入院中の診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院又は診療所への入院及び診療に伴う世話その他のその看護となります（入院に伴う医療費）。

## 4 申請から給付について

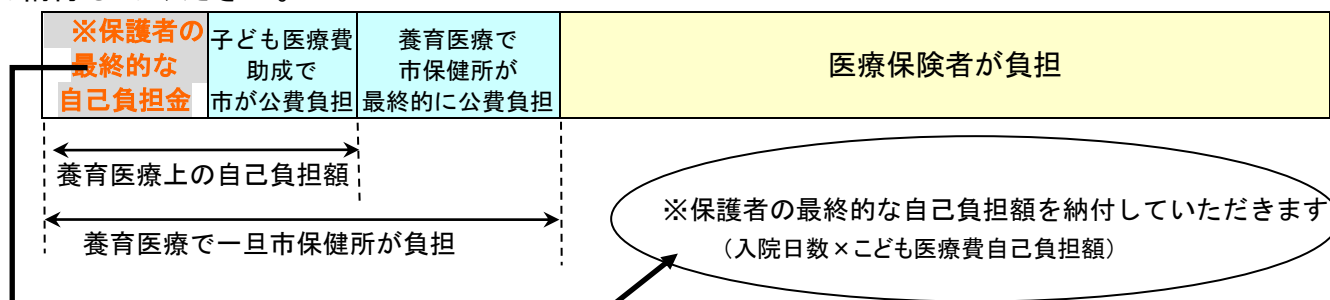
柏市保健所へ申請 → 受理・審査 → 申請者に「連絡」か「却下の文書」を発送（医療機関に「決定」か「却下」の文書を発送）→ 医療券・徴収金決定通知書受取り → 病院へ医療券を提出 → 一部自己負担金納入通知書発送（月別） → 一部自己負担金納付

## 5 申請・交付について

- 申請手続き（詳しくは裏面をお読みください）終了後、病院医事課に養育医療給付の申請した旨を報告してください。
- 審査が終わり、結果を発送するまで申請から2週間程度、自己負担金納入通知書発送までは申請から約2ヶ月程かかります。
- 養育医療券は、医療機関へ提出してください。なお、退院までに医療券が交付されない場合、病院への支払い方法は病院会計窓口にてご確認ください。
- 却下の場合は、通知文を発送します。

## 6 自己負担額について

- 養育医療の入院に伴う医療費については、他の制度に優先して養育医療給付の対象となります。
- 自己負担額は生計を同一にする世帯全員の市民税額（所得割）の合計額により計算決定されます。
- 給付対象となる費用を全額一旦市が公費負担した後、改めて後日、市より養育医療と柏市こども医療費助成制度を適用した後の最終的な自己負担金の納付書を、別便で自宅に郵送しますので納付してください。



## ◇養育医療給付申請手続きについて◇

必要書類	備考			
1. 養育医療給付申請書	保護者をご記入ください。			
2. 養育医療に係る子ども医療費助成金交付申請書	保護者をご記入ください。 ※事前にこども福祉課で子ども医療費助成の申請をしてください。			
3. 世帯調書	保護者をご記入ください。			
4. 養育医療意見書	指定医療機関の医師に記入してもらいます。			
5. 課税証明書（非課税証明書）	同一世帯内 全員分が必要です。 4～6月申請：令和2年度の（非）課税証明書 7～3月申請：令和3年度の（非）課税証明書 ※令和2年1月1日時点で柏市に住民票がある場合は省略できます。			
6. お子さんの健康保険証	現在加入している健康保険の確認が必要です。 発行に時間がかかる場合は <u>健康保険資格取得証明書</u> を提出してください。			
7. 印鑑	訂正箇所がある場合必要ですので、認印をご持参下さい。			
8. <u>受給者と同一の医療保険に加入している方の個人番号【マイナンバー】が確認できるもの</u>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">右記のいずれか</td> <td style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード</li> <li>・ 個人番号が記載された住民票の写し + 身元確認書類</li> <li>・ 住民表記載事項証明書 + 身元確認書類</li> </ul> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">世帯全員分必要</td> </tr> </table>	右記のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード</li> <li>・ 個人番号が記載された住民票の写し + 身元確認書類</li> <li>・ 住民表記載事項証明書 + 身元確認書類</li> </ul>	世帯全員分必要	
右記のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード</li> <li>・ 個人番号が記載された住民票の写し + 身元確認書類</li> <li>・ 住民表記載事項証明書 + 身元確認書類</li> </ul>	世帯全員分必要		

### <該当者のみ>

必要書類	備考
9. 保護受給証明書	<b>生活保護の方</b> 取得の際、使用目的は「養育医療申請のため」としてご下さい。
10. 委任状	申請者以外の方が申請書を持参される場合 (例：申請者が父、持参者が母)
11. 遅延理由書	申請が誕生日より1か月以上経過している場合

☆ 問合せ先 ☆  
〒277-0004 千葉県柏市柏下 65-1 Tel (04) 7167-1257(直)  
柏市保健所（ウェルネス柏内）3階 地域保健課

